

商品概要説明書

(譲渡性貯金 NCD)

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

1. 商品名	・ 譲渡性貯金 (NCD)
2. 販売対象	・ 個人および法人
3. 期間	・ 預入期間 2 週間以上 2 年以内 (期日指定方式)
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 5,000 万円以上 ・ 1,000 万円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以降に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・ 預入時の利率を満期日まで適用します。また、中間利払利率は預入時の利率を適用します。 ・ 満期日以降は利息が付きません。 ・ 付利単位を 1,000 万円として 1 年を 365 日とする日割で計算します。 ・ 2 年ものもの中間利払日に支払う利息は、預入日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率によって計算します。 ・ 個人のもは 20% (国税 15% , 地方税 5%) の分離課税、法人のもは総合課税となります。 ・ 金利は店頭のコピーボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	-
8. 付加できる特約事項	・ 満期日に自動解約のうえ、指定口座に入金することができます。
9. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前には解約できません。
10. 貯金 (預金) 保険制度 (公的制度)	・ 当該貯金は貯金保険の保護対象外です。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当組合支店または本店金融共済部 (電話 : 0 2 5 6 - 3 6 - 5 2 0 7) にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、新潟県農業協同組合中央会が設置・運営する新潟県 J A バンク相談所 (電話 : 0 2 5 - 2 2 4 - 3 1 0 0) でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、直接、次の機関を利用できます。連絡先については、上記当組合支店または本店金融共済部、新潟県 J A バンク相談所にお問い合わせください。</p> <p>新潟県弁護士会 (電話 : 0 2 5 - 2 2 2 - 3 7 6 5)</p> <p>そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、横浜弁護士会、山梨県弁護士会、愛知県弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会、広島弁護士会、愛媛弁護士会、福岡県弁護士会</p> <p>また、上記の新潟県 J A バンク相談所を通じて次の機関をご利用できます。</p> <p>仙台弁護士会、山形県弁護士会、埼玉弁護士会、富山県弁護士会、静岡県弁護士会、総合紛争解決センター (大阪府)、岡山弁護士会、鹿児島県弁護士会</p>
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ この貯金は、利息とともにのみ譲渡することができます。この場合、あらかじめ当組合に通知し確認を受けることが必要です。 ・ なお、権利の質入れを行う場合も同様とします。 ・ 当組合による貯金の買取りは行いません。 ・ 期日前に売却された場合、市場金利の情勢によっては譲渡代金の金額が当初譲渡貯金額を下回る可能性があります。

詳しくは窓口へお問い合わせ下さい。

J A にいがた南蒲